

後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成 20 年 12 月 26 日 国土交通省告示第 1534 号)

1 目的

この規程は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）の性能等を確認する機関の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 指定自動車等（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。

以下「細目告示」という。）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。）に備えられている消音器

(2) 次の自動車に備える消音器

① 乗車定員 11 人以上又は車両総重量 3.5 トンを超える自動車

② 大型特殊自動車

③ 小型特殊自動車

2 後付消音器の性能等の確認

3 及び 4 の規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録性能等確認機関」とい

う。)は、後付消音器を製作することを業とする者又はその者から後付消音器を購入する契約を締結している者であって当該後付消音器を販売することを業とするもの(外国において本邦に輸出される後付消音器を製作することを業とする者又はその者から当該後付消音器を購入する契約を締結している者であって当該後付消音器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「後付消音器製作者等」という。)の申請により、後付消音器の性能等の確認(後付消音器の性能等に関し、別表第1の左欄に掲げる基準について、同表の右欄に掲げる方法により確認することをいう。以下「性能等確認」という。)を行う。

3 登録の申請

- (1) 2の登録は、性能等確認を行おうとする者の申請により行う。
- (2) 2の登録は、対象とする後付消音器の種類を限定して行うことができる。
- (3) 2の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - ① 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 登録を受けようとする者が性能等確認に係る業務(以下「性能等確認業務」という。)を行おう

とする事務所の名称及び所在地

③ 登録を受けようとする者が性能等確認業務を開始する日

④ (2)の規定により対象とする後付消音器の種類を限定して登録を受けようとする者にあつては、
対象とする後付消音器の種類

(4) (3)の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

① 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

② 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

③ 別表第1第1号に掲げる事項について同号イに掲げる方法により確認を行う場合にあつては、確認を行うために用いる施設の所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

④ 別表第1第1号に掲げる事項について同号ロに掲げる方法により確認を行う場合にあつては、確認を行うために用いる成績書を発行する公的試験機関の名称を記載した書類

- ⑤ 性能等確認業務を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- ⑥ 性能等確認業務を行う者が、4(1)②に該当する者であることを証する書類
- ⑦ 登録を受けようとする者が、4(1)③及び4(2)①から③までのいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

4 登録の要件等

(1) 国土交通大臣は、3の規定による登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- ① 別表第1第1号に掲げる事項について同号イに掲げる方法により確認を行う場合にあっては、その確認のために必要な施設及び設備を有し、これを用いて確認を行うことができること。
- ② 性能等確認業務を行う者及びその人数について、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 別表第1第1号に掲げる事項について同号イに掲げる方法により確認を行う場合にあっては、次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が性能等確認業務を行い、その人数が事務所ごとに5名以上であること。

(i) 自動車等若しくは自動車等の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、別表第2の左欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

(ii) 自動車等若しくは自動車等の部品の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、6年以上の実務の経験を有する者

(iii) (i)又は(ii)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

ロ 別表第1第1号に掲げる事項について同号ロに掲げる方法により確認を行う場合にあっては、次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が性能等確認業務を行い、その人数が事務所ごとに2名以上であること。

(i) 自動車等に備える消音器の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について、別表第2の左欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上の実務の経験を有する者

(ii) 自動車等に備える消音器の製造、改造若しくは整備に関する研究、設計又は検査について

、6年以上の実務の経験を有する者

(iii) (i)又は(ii)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

③ 登録申請者が、後付消音器の製造、改造、整備、輸入又は販売の事業を営む者（以下「後付消音器関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、後付消音器関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める後付消音器関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該後付消音器関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が後付消音器関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該後付消音器関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

(2) 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、2の登録をしてはならない。

① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

② 13 の通知を受け（登録性能等確認機関が 6 の規定に違反したと認められる場合に限る。）、その通知の日から 2 年を経過しない者（当該通知を受けた者が法人である場合においては、当該通知の日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該通知の日から 2 年を経過しないものを含む。）

③ 法人であって、性能等確認業務を行う役員のうち①又は②のいずれかに該当する者があるもの

(3) 2 の登録は、登録性能等確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

① 登録年月日及び登録番号

② 登録性能等確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

③ 登録を受けた者が性能等確認業務を行う事務所の名称及び所在地

④ 登録を受けた者が性能等確認業務を開始する日

⑤ 対象とする後付消音器の種類

5 登録の更新

- (1) 2の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 3及び4の規定は、(1)の登録の更新について準用する。

6 登録性能等確認機関の義務

- (1) 登録性能等確認機関は、性能等確認業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、性能等確認業務を行わなければならない。
- (2) 登録性能等確認機関は、公正に、かつ、4(1)①及び②に掲げる要件に適合する方法により性能等確認業務を行わなければならない。
- (3) 登録性能等確認機関は、後付消音器の性能等が別表第1各号に掲げる基準に適合していることを確認したときは、当該後付消音器に係る性能等確認済表示（性能等確認を受けた後付消音器と同一の後付消音器であることを示す表示であって、2の性能等確認の申請をした者（以下「確認申請者」という。）が、当該申請に係る後付消音器と同一のものに付すことができる表示をいう。以下同じ。）を決定し、確認申請者に通知しなければならない。

(4) (3)の性能等確認済表示の様式は、別記様式に定めるところによる。

(5) 登録性能等確認機関は、(3)の性能等確認済表示の通知を行ったときは、速やかに次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

① 確認申請者の氏名又は名称及び連絡先

② 性能等確認済表示の内容

(6) 登録性能等確認機関は、(5)の公表を行った後付消音器について、13の規定による国土交通大臣の通知を受けたときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 登録事項の変更の届出

登録性能等確認機関は、4(3)②及び③に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする日

(3) 変更の理由

8 性能等確認業務規程

登録性能等確認機関は、性能等確認業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した性能等確認業務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(1) 性能等確認の申請に関する事項

(2) 性能等確認の手数料の額及び収納の方法に関する事項

(3) 性能等確認の日程、場所その他性能等確認の実施の方法に関する事項

(4) 性能等確認の結果を記載した書面の交付及び再交付並びに性能等確認済表示の管理に関する事項

(5) 性能等確認業務に関する秘密の保持に関する事項

(6) 性能等確認業務に関する公正の確保に関する事項

(7) 次に掲げる者に対する処分に関する事項

① 不正に性能等確認を受けた者

② 性能等確認を受けた者であって不正に性能等確認済表示を行った者

(8) その他性能等確認業務の実施に関し必要な事項

9 性能等確認業務の休廃止

登録性能等確認機関は、性能等確認業務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 登録性能等確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 性能等確認業務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

(3) 性能等確認業務を休止又は廃止しようとする日

(4) 性能等確認業務を休止しようとする期間

(5) 性能等確認業務を休止又は廃止しようとする理由

10 財務諸表等の備付け及び閲覧等

(1) 登録性能等確認機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。(2)において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、5年間事務所に備えて置かなければならない。

(2) 後付消音器関連事業者その他の利害関係人は、登録性能等確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、②又は④の請求をするには、登録性能等確認機関の定めた費用を支払わなければならない。

① 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

② ①の書面の謄本又は抄本の請求

③ 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

④ ③の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって 11 に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

11 電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法

(1) 10(2)④に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録性能等確認機関が定めるものとする。

① 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

② 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(2) (1)①及び②に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

12 帳簿の記載

登録性能等確認機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から5年間保存しなければならない。

(1) 性能等確認の手数料の収納に関する事項

- (2) 性能等確認の申請の受理に関する事項
- (3) 性能等確認の結果に関する事項
- (4) 性能等確認の結果を記載した書面の交付及び再交付に関する事項
- (5) その他性能等確認の実施状況に関する事項

13 国土交通大臣による性能等の確認

国土交通大臣は、必要に応じ、性能等確認済表示がある後付消音器について、自らその性能等を確認し、その結果、当該後付消音器が別表第1各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、その旨を当該性能等確認済表示の通知を行った登録性能等確認機関及び当該後付消音器の確認申請者に対して通知するものとする。

14 公示

国土交通大臣は、次の場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 2の登録をしたとき。

- (2) 7の規定による届出があったとき。
- (3) 9の規定による届出があったとき。
- (4) 13の規定による通知をしたとき。

別表第 1

基 準	確認の方法
<p>1 申請に係る後付消音器が近接排気騒音及び加速走行騒音を有効に防止することができるものであること。</p>	<p>イ又はロのいずれかの方法による。</p> <p>イ 申請に係る後付消音器について、別添に定めるところにより試験を行い、同別添に定める基準に適合することを確認する。</p> <p>ロ 公的試験機関が発行する証明書であって申請に係る後付消音器に係るイの試験の結果を記載したものに基つき、別添に定める基準に適合することを確認する。</p>
<p>2 申請に係る後付消音器が内部の騒音低減機構を容易に除去できる構造を有しないこと。</p>	<p>申請に係る後付消音器の構造を示した図面又は外観及び内部構造の目視により、当該後付消音器が内部の騒音低減機構を容易に除去できる構造でないことを確</p>

	認する。
3 確認申請者が、当該申請に係る後付消音器と同一の構造及び性能を有する後付消音器を、均一に製作するために必要な品質管理を行うこと。	品質管理に係る業務組織及び実施要領を記載した書面に基づき、確認申請者が当該後付消音器と同一の構造及び性能を有する後付消音器を均一に製作するために必要な品質管理を行うことができることを確認する。
4 確認申請者が、性能等確認済表示を適切に管理すること及び不正表示の防止のための措置を適切に講ずること。	性能等確認済表示の管理に係る実施要領を記載した書面に基づき、確認申請者が後付消音器を自動車等に取り付けた際に、当該後付消音器の性能等確認済表示が容易に目視しうる状態であること及び不正表示の防止のための措置を適切に講ずることを確認する。

別表第 2

学 歴	年数
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学（以下「大学等」という。）において機械に関する学科を修得して卒業した者	1 年
大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において機械に関する学科を修得して卒業した者	2 年
短期大学等において機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校において機械に関する学科を修得して卒業した者	4 年

別添

後付消音器の騒音防止性能試験方法

1 後付消音器の区分

後付消音器を次のとおり区分する。

(1) 第一種後付消音器

第二種後付消音器以外の後付消音器をいう。

(2) 第二種後付消音器

後付消音器のうち、指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものをいう。

2 第一種後付消音器の騒音防止性能試験

第一種後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものとして申請された型式のものに限る。）に装着したときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により

確認する。

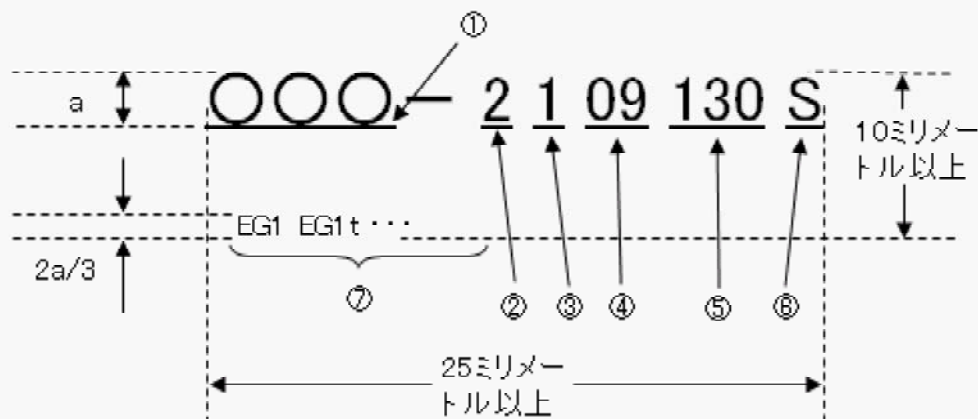
- (1) 細目告示第 196 条第 1 項第 2 号（原動機付自転車にあつては、細目告示第 284 条第 1 項第 2 号）の基準に適合すること。
- (2) 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定めるところにより測定した加速走行騒音を dB で表した値が、82dB（原動機付自転車にあつては 79dB）を超える騒音を発しない構造であること。

3 第二種後付消音器の騒音防止性能試験

第二種後付消音器の騒音防止性能試験は、2 に定める方法に準ずる方法により行う。この場合において、当該試験を行う後付消音器が、指定自動車等に備える消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものであることを、それぞれの消音器の外観及び内部構造並びに材質等を目視により確認することをもって、当該試験の実施に代えることができる。

別記様式

1. 第一種後付消音器の性能等確認済表示



a: 4ミリメートル以上

① 登録性能等確認機関の略称(アルファベット)

(後付消音器に付される識別番号(7桁以上の数字))

- ② 識別番号 1桁目 後付消音器の個数
- ③ 識別番号 2桁目 触媒の有無(1: 触媒付, 0: 触媒なし)
- ④ 識別番号 3・4桁目 登録性能等確認を受けた年(西暦)の下2桁(例えば、西暦2009年は「09」)
- ⑤ 識別番号 5桁目以降 登録性能等確認機関が後付消音器に付す識別番号(3桁以上の数字)

(加速走行騒音の値に係る記号)

⑥ アルファベット「S」(加速走行騒音の値が、次の表に掲げる値を超えないとき)

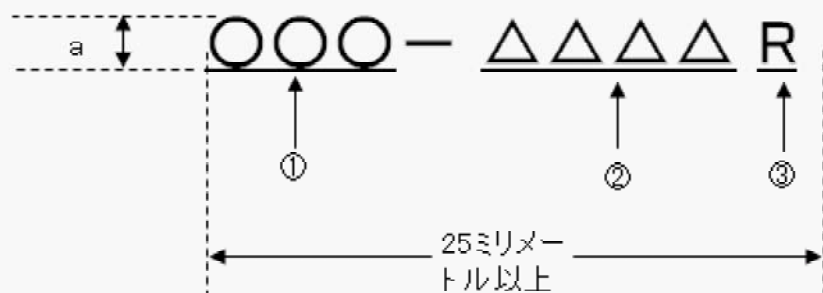
(後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式)

- ⑦ 原動機型式 後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式(過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)

表

自動車等の種別		加速走行騒音の値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。)を除く。)	車両総重量が3.5t以下のもの	76dB
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)		
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。)		73dB
原動機付自転車		71dB

2. 第二種後付消音器の性能等確認済表示



a: 4ミリメートル以上

- ① 登録性能等確認機関の略称(アルファベット)
- ② 第二種後付消音器の製作者の商標又は商号
- ③ アルファベット「R」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。